

マイナンバーによる手続きが開始されています

役場および年金事務所の窓口では、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の免除の申請、老齢基礎年金の請求の手続きがマイナンバーを使用して行えるようになりました。

マイナンバーで手続きを行うときは、マイナンバーカード等のマイナンバーが確認できる書類、本人の身元が確認できる書類を役場または年金事務所の窓口に提示する必要がありますので、確認ができる書類をお持ちください。

①マイナンバーカードをお持ちの場合

マイナンバー確認および本人の身元確認の両方ができます。

②マイナンバーカードをお持ちでない場合

マイナンバー確認…通知カードかマイナンバー記載の住民票のどちらか1つ

身元確認書類…運転免許証やパスポートなどの写真付きの公的身分証のいずれか1つ

※マイナンバーの記載が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を使用して各種手続きを行えます。

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書等、一部マイナンバーを使用できない手続きもあります。

○各種の届け出を省略することができます

日本年金機構において、基礎年金番号と個人番号の連携を進めています。

これにより、被保険者の住所変更および、被保険者・年金受給権者の方の氏名変更届の届け出が原則不要となりました。

また、平成30年3月5日以前に受給権者のみ実施していた死亡届の届け出省略については、国民年金第1号被保険者および第3号被保険者も届け出を省略できます。

なお、年金受給権者の方が氏名を変更したときは、日本年金機構から、変更後の氏名の年金証書への交換や年金振込先金融機関の口座名義の変更手続きをご案内する「氏名変更のお知らせ」が送付されますので、必要な手続きを行ってください。

日本年金機構でマイナンバーが未収録となっている方や、海外居住等でマイナンバーが指定されていない方は、引き続き各種届け出が必要です。

～稚内年金事務所からのお知らせ～

☆年金相談窓口にご用があるときは予約をお願いします☆

これまでの広報誌でもお願いしていますが、稚内年金事務所の年金相談窓口は、原則予約が必要となります。

予約なしでお越しになられる方が、現在でも見受けられ、窓口にてすぐに対応できないことがあります。

待ち時間が長くなったり、相談を受けられないといったトラブルを避けるためにも、稚内年金事務所にご相談の際には、事前予約をお願いします。予約は当日でも受け付けしていますが、混雑していることもありますので、なるべく早くご予約くださるようよろしくお願いいたします。

稚内年金事務所の年金相談窓口のご予約は、

電話番号 **0162-74-1000**

で受け付けています。

自動音声で案内しますので「1」→「2」の順で選択してください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8813